

平成23年塩尻市議会12月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成23年12月1日(木) 午前11時20分

場 所 第一委員会室

審査事項

議案第1号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

出席委員

委員長	青柳 充茂 君	副委員長	古畑 秀夫 君
委員	務台 昭 君	委員	牧野 直樹 君
委員	金田 興一 君	委員	五味 東條 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会議務局職員

事務局長 成田 均 君 議事調査係長 小澤 秀美 君

午前11時20分 開会

委員長 それでは全員おそろいですので、ただいまから12月定例会総務環境委員会を開催いたします。
最初に理事者からごあいさつがありましたら、よろしくどうぞ。

理事者あいさつ

副市長 御苦労さまでございます。お願い申し上げました一般職の職員の給与条例の一部改正を御審査いただくものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議案第1号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

委員長 それでは委員会付託案件表のとりの議案ですが、ただいまから早速、議案第1号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題として、早速入っていきます。説明を求めます。

人事課長 それでは議案関係資料をお願いいたします。議案関係資料1ページ、議案第1号塩尻市一般職の職

員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。これは11月17日、議員全員協議会で説明させていただきましたものです。

提案理由でございますが、9月30日付の人事院勧告に基づき一般職の職員の給与を改定することに伴い、必要な改正をするものです。

概要でございますが、40歳代以上の給料月額引下げにより、一般職の職員の年間の給与額を平均0.23%引き下げるもので、50歳代で最大0.5%減、40歳代後半0.4%減、40歳代前半ゼロから0.3%減で行い、若年層は据え置くものです。平成18年度の給料表の切替えに伴う経過措置を段階的に廃止するとともに、抑制されてきた若年、中堅層の昇給を回復するものでございます。

条例の施行等につきましては、平成23年12月1日から施行するものなどです。

めくっていただきまして、2、3ページ、塩尻市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらんください。給料の切替えに伴う経過措置ですが、これは平成18年4月実施の給与構造改革によりすべての給料表が改正され、平均4.8%、最大約7%引き下げられたため、急激な減給を避けるため現給保障という経過措置がとられました。第7項第1号にありますように、現行は平成18年4月の俸給額に100分の99.59を掛けたものを改正案で100分の99.1とし、これを乗じて得た額と平成23年12月に改定された俸給額との差額を経過措置額として支給するものです。

第11項では、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間は半額を、ただし1万円を超える場合は1万円を減じた額、平成25年4月1日以降は、現給保障による給料は支給しないというものです。なお、給料表につきましては、議案1ページから10ページにお示ししてありますので、ごらんいただきたいと思います。以上でございます。

委員長 ただいま説明いただきましたが、委員の皆さんから質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

柴田博委員 平成18年度の関係の経過措置というところの説明の中で伺いたいたいと思いますが、説明の中で抑制されてきた若年、中堅層の昇給を回復するものってあるんですけど、それは具体的に言うとういうふうなことで、どれくらい回復するのかっていうのがわかればお願いします。

人事課長 これにつきましては平成24年の4月以降になりますけれども、1号俸から2号俸を上げるという形になりますのでお願いいたします。

委員長 回復は、平成24年の4月以降ということ。

人事課長 はい。

柴田博委員 済みません、もうちょっとわかりやすく言ってくれる。意味がちょっとよくわかりません。

委員長 さらに詳しく説明してください。

人事課長 これにつきましては、まず40歳代の月給を、上がった方につきましては、2号俸と言いまして給料表の号俸を2つ上げると。それ以前のですね、抑制された30代の方については1号俸という形で、フラットな形でいくわけですけれども、要は、今回は40代、50代の上の者を下げるんですけれども、それで若い方々について、例えば給料表の一番下と言うんでしょうか、低い方については変更はないんですけれども、それより上の30代、40代、40代の前半なんですけれども、こちらのほうを中心に上げると、そういう形になりますのでお願いします。

委員長 ちょっとこれを使って、もうちょっとわかりやすく今の説明、もしできたら。

無理かい。じゃ、いいわ。

柴田博委員 それでね、要は経過措置をやめて、その分で今説明のあった若年、中堅層の号俸を上げるという、そういうこと。

人事課長 はい、そうでございます。

柴田博委員 そういうこと。そういうのは、今言った説明にあった2つ上げるとか、1つ上げるとかというのは、どっか決まりの中に出てくるわけですか。

人事課長 はい。議案のほうの13ページの第4項のほうに、こちらのほうについて示させていただいております。

委員長 ちょっと待って、今これを読んでみるから。

副委員長 ちょっといい。

委員長 ちょっと今の話、まだ。課長。

人事課長 済みません、13ページの第4項のほうを読ませさせていただきますが、平成24年4月1日、これは平成24年ということですが、42歳に満たない職員のうち、次からは、要は今回改定して上げてないという意味なんですけれども、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の決定の状況を考慮して、調整の必要のあるものとして平成24年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとして1号俸を、括弧におきまして36歳に満たない職員にあっては2号俸を、上位の号俸とするというふうに上げるという形でございますよと。

〔「わからない」の声あり〕

副委員長 ちょっとわからない。まず、概要の(1)と(2)っていうのは、それぞれ2つ項目があるという解釈でいいわけかね。今年度0.23%、人事院勧告に基づいて計算は行くと。これは1つと。もう1つは、平成18年度に給料の切り下げが行われたけれども、あまりにも金額が大きいんで、それは暫定的にとりあえずは保障したと。しかし平成24年4月からは下げるということで、その下げられる人たちが一体どのくらいになって下がっちゃうのか。それから三十、これでいくと今の説明だと42歳までの人たちは1号俸、それで36歳未満の人たちは2号俸上がるってことだね、これでいくと。

人事課長 そうです。

副委員長 そういうことだね。2つあるということと、実際、上の人たちはどのくらい下がっちゃうわけだが、ちょっとその辺の説明を。

人事課長 これにつきまして2つあるということで、そのとおりでございます。該当の人数と金額でございますけれども、今回の0.23%、ここで、平成23年12月1日施行でやった場合、対象者は540人のうち、これは職員全体ですが、223人。この、やはり期末勤勉手当が基本給に掛けておりますので、通常の月例給と期末勤勉手当の影響額が合せて579万5,000円という形になります。もう一つ、経過措置を来年の4月以降やりますけれども、現在現給保障という形で下げずに、もしこれをですね、改正しない場合なんですけれども、影響する職員につきましては、これは先ほどの人数と変わって113人で平均1万816円でございます。この113人につきまして、来年の4月以降はその2分の1でございますので、極端な言い方をすれば5,000

0円くらいですね、影響がありまして、その次の年はもうそういうのはないですよというのが、この内容でございましてお願いします。

委員長 いいですか。

副委員長 大体わかったけども、この前も全協で発言があったのだけど、特別職、塩尻市の場合、特別職は少し市平均からすると高いってようなことで、今、少し審議会で見直してみたいな話が進んでいるようだけれど、一般職の部分ではかなり低いってことがあって、この報酬に基づいた部分は、(2)なんかはやむを得ない部分があるんだけど、(1)のところは、今回、結構足並みが乱れている部分があるんですよ、19市の中でも。あるだよ、調べると。だから少しその辺は、全体のこの低さの部分では配慮してあってもよかったんじゃないかと。ここまで出してきていけないってわけにも簡単にはいかないけれども、配慮してもよかったんじゃないかなっていう気はしていますが、どうですか。

人事課長 先ほどの足並みということでございますが、前回の委員会の中でも説明させていただきましたけれども、長野市と伊那市と佐久市、この3市につきましては0.23%を実施せずに現行でいくという形になっています。長野市の場合につきましては、要は県の人事院のほうに準拠しております、県のほうが下げておりませんので、長野市はそういう姿勢で昔からやっていますので下げない。もう一つ伊那市につきましては、ラスパイレス指数が一番低いというところでございます、これはまたそういう考え方で実施しないと。0.23%下げないという考えかと思えます。佐久市についてはちょっとわかりませんが、そういうようなことがございますけれども、塩尻市につきましては以前から国の人事院勧告を準拠するという姿勢で行っておりますし、これはことしのことなんですけれども、来年の財政等も考えればですね、やはり減額するというのが本来の筋ではないかというふうに考えています。

副委員長 もう一つ、今は国で、法律で国家公務員だけども、7.8%という減額みたいなことで3年間復興の財源に充てるみたいなことで、法律が上程されていると思うんですけれども、それとの関係ってというのはなしで、これだけだよってことでいいわけですよ、考え方。それがちょっとまた削られちゃったじゃ、ちょっとやる気がなくなっちゃうと思うね。

人事課長 国の7.8%というものにつきましては、現在まだ結論が出ていないという状況でございます、19市の中を見てもですね、その7.8%、全国的に見ても7.8%を採用する自治体というのは、現在のところは私も聞いておりません。県下ですね、民間の情勢、これはあくまでも人事院勧告というのは、民間の1年間の給与の状態を見て、それで決定するということの考え方ですので、特に長野県もですね、やはり景気が厳しいという状況でございますので、0.23%の減にするという形が正しいかと思えます。

牧野直樹委員 正しいとか、そういう問題じゃないだろう。皆さんが生活してて、今の給料で満足しているかどうかということだよ。だから長野市は、そういう形の中で県に準じて引き下げをしない、これは当然のことだと。伊那市はラスパイレスが低いから引き下げをしない。じゃ、うちはどうなの、ラスパイレス高いだ、決して高くないら。そこらも考えていかなきゃだめだ。

人事課長 済みません、正しいという言い方は撤回させていただきたいと思えます。塩尻市の場合、ラスパイレスにつきましては、下から3番目という形になります。

牧野直樹委員 そうずら。そうするとさ、現実に今皆さんが仕事をしてて、どうなの。生活をしてて、子育て

をしている40代以上の人が一番苦しいだ。若者はいいだ、まだ親と一緒に住んで、すねをかじってりゃいいだ。皆さんが独立をして、子供ができて大学なり高校へ行ってるが一番苦しいってなるだ。それがこんなに下げられて、平気。そういうことを考えなきゃだめだよ。だから、そのラスパイレスが下から3番目と言ったら、伊那市とほぼ変わりないってことだよ。別にやらなくてもいいんだよ、これは。

人事課長 確かに生活は厳しいということがありますけれども、以前から塩尻市のとっているスタンスというものがですね、やはり国の人事院勧告を踏襲すると、準拠するという形になっておりまして、ただ苦しいことは苦しいんですけども、今回、全体の給与改正の中には将来若い方、委員さんがおっしゃるのは若い人は裕福だというようなことかと思うんですが、どちらかという今まで年功序列で上がっていた給与体系について、上を下げ、中間層を上げていくという、これは趣旨でございますので、こういう見方に基づいているものでございますのでお願いします。

牧野直樹委員 従来に固執しないで、国の人事院勧告を尊重していかななくても別にいいことであって、そこらは何でもかんでも国の人事院勧告にっていうのは、ちょっと理由にはならないと思うんで、例えば労働組合のほうは何て言ってる。

人事課長 これにつきましては、先日団体交渉の中で当然話があがったわけですが、最終的には若い人たちの給料を上げるという形が将来的にはありますので、今回の人事院勧告のを準ずるという考え方については理解をいただいております。

五味東條委員 だから、今の牧野委員の言ったようなことですけど、私もそう思うんですよ。塩尻は塩尻の独特なものがあるんだから、単なる国の人事院勧告に今までずっと従ってきたっていう形でしょう。だから塩尻は塩尻の案でやはり、例えば人事院勧告に全然従わなかったりすると何か罰せられるんですか。

人事課長 これは罰則規定はなくて、最終的にはこちらの塩尻市の考え方という形になりますけれども、ただ人事院勧告の考えというのはですね、前年の民間を考えていると。今回、円高という形で夏場以降ですね、かなり民間も厳しいという現状でございますし、もちろん大震災の関係もございまして、ここで従来の考えを変えるということは、当然人事院勧告というものは、そういうもろもろを考慮した結果ということでございまして、塩尻市はそういうことを考えないよということではできないかというふうに思っております。

五味東條委員 要は国の考え方であって、これを守る、守らないは各市町村の判断によるわけでしょ。

人事課長 はい、そうでございます。

五味東條委員 それはそれとして、私は情情的に思うのは、今50歳代の方は0.5%減だということは、50歳代が一番、例えばいわゆる一人前に子供を育てるんだったら、大学まで出そうというから一番金がかかる時だよ、子供たちにね。この50歳代を0.5%というのは、おれは相当きついと思うんですよ。一番金の必要な時だと思う、子供にかかる年代だと思うんですよ。だから、そういうことが情情的にどうかなって、これは感じを受けるんだけどね。

人事課長 確かに私も50代になりまして、そういうことはお金がかかりますけれども、今回、人事院のほうもですね、やはり年齢別に見た時に50代が民間に比べて高いからということでやっておりますので、要は逆に言えば民間はこれでやっているんだという形になりますので、それを準拠したという考え方でございます。

委員長 ほかに。

柴田博委員 議案のほうの11ページの附則の2のところの期末手当に関する特例措置というところをちょっとわかりやすく説明してもらいたいですけども。

委員長 11ページの附則の2。

人事課長 係長から説明させていただきます。

職員係長 この期末手当の特例措置につきましては、今回の人事院勧告の中で基準になっているのは4月1日の給料で民間と比較をしております。それで、今回4月まで給料の改定をさかのぼっておりませんので、4月から11月までの差額、それと6月の手当の差額につきまして、この12月期の手当ですね、減額調整をするというものでございます。

委員長 いいですか。

柴田博委員 もう1回、済みません。それで2の括弧をずっと下のほうへ行って(1)ってあって、平成23年4月1日ってあって、その後括弧になって、括弧が何重にもなって、この後はどこにつながって、その本文だけちょっと読んでみてもらえますか。括弧を除いて本文だけ。

職員係長 平成23年4月1日で、下から4行目の、1日において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.37、これが調整額になります、を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行日ということですので、4月から12月の属する月の前月までの月数、それで次のページへ行っていただいて、月数を乗じて得た額と。

柴田博委員 12ページのその表は、どういうことなんですか。どういうふうに関係してくるのか。

職員係長 この下の表はですね、一般職の1級1号俸から93号俸まで、これは減額になってないものを示している表でございます。これを超えたものについて、今回給料表の改定があるというものを示しております。

委員長 よろしいですか。

柴田博委員 はい。

委員長 ほかにありますか。ありませんか。

それではいろいろ質問がありましたけれども、この第1号議案について原案のとおり認めることに御異議ある方はいらっしゃいますか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 ありませんか。それでは、原案のとおり認めることに決めます。

五味東條委員 ちょっと待ってよ。異議はあるけども、それはやむを得ないわな。

委員長 そういうことで。

五味東條委員 だで、要するに全員一致でもって賛成ってわけには、おれはいかないね。

委員長 本当。じゃ、ちょっと反対意見を言ってもらって。

じゃ、質疑を終了して討論をいたします。第1号議案について討論のある方は挙手をしてください。

五味東條委員 だからね、要は今言ったように、要はいくら民間の云々というのは、今景気がこうなってどんどんこうやって給料を下げると、みんな活性化にもならなくなるんだ、どんどんとね。だからそれは当然今の時代でわかるけれども、だけどおれは本当に心情的にこの50代のこの0.5%の減というのはね、おれは本当にこれでいいのかなと思うわけ、そういうようなところ。一般の、例えば今までずっとやってきて、それで、さ

あ一番子供にかかるわ、学校に子供を出さなきゃいけないっていう時に、さあって時にこんだけ引かれりゃせえ、それは皆さん、いいって言やあいいけども、実際自分にそれがかかってきた時にね、どうかなって感じをおれは受ける。

委員長 ほかにありますか。

務台昭委員 今いろいろ出された中でね、やっぱり人事院勧告というものは、これは冷静に受けとめなきゃいけないと思うんです。ただ地域の実情、地方財政の状況の中で判断することだから、それはその実情を考慮していけばいいんで、そうした場合に今いろいろ意見が出ましたように、やはり塩尻市において一般職と管理職との間の給料のひずみが相当あるとしたら、それはそういうあたりの反省から皆さんが納得する線で決めさせていただくようなね、そういうふうな筋合いに持って行かないと、おれたちは管理職だからこのくらいいいじゃないかとか、それでこうぶっつけられると、一般職員は納得せざるを得ない状態に置かれちゃうわけね。だからそういう姿勢じゃなくて、やはり最近では組合って言うても組合があるだけ、ないだかわからない、非常に弱い、弱体化しているから意見も言えなくて、はあ、はあ言ってるから、そのまま通って行っちゃうんだが、昔だったらえらい剣幕でやりますよね、組合。私たちの生活をどう考えてくれているんだっていうね。だからそういう先ほどからうんと大切な問題を出されているが、本当に私も大学、子供が二人出た時なんか生活できないくらい。夫婦で働いても本当に字のとおりで、ふうふうしながら、どうやって生きてきたかわからない状態で何とかくり抜けてきました、借金して。そういう実態ってものをね、よく本当に見ていただいて、ならばどうするかっていうね、やはり組合、ここにもあると思うんだが、その皆さんの意見も尊重しながら、やはり底辺がどうあるかっていうあたりから出発をしていただいて出していただかないと、単純に隣の市が何パーセントを受けたからくらいだから、つり合いのとれたとか、そういうことじゃまずいと私は思うわけね。だからパーセントを決める場合もそうだけれども、生活の実態、物価上昇率とか、そんなようなことも勘案して、もう一度ちょっと組合の皆さん方と相対して本当に率直な意見を出し合っていていただいて、これは単純に何パーセントということで上から押さえられたような形で納得させられるような職員体制だったらあまりにもかわいそうっていうか、哀れ過ぎる。そこらあたりを少し温情論じゃないんですけど、もう少し考えていただくことができないだろうか。だから私はちょっと待てよと言いたいところであります。個人的な意見で申しわけないですが。

委員長 ということは、今のは反対ですか、それとも。

務台昭委員 反対と言うか。

委員長 原案に。

務台昭委員 これは心情論でやってきたと思うんですが、まだ見えないところがいっぱいあるんですね。本当に皆さん、そういうことがおわかりになって納得して、ようござんす、当たり前だこのくらいならと言われていいのか。いやそうじゃないと、それは行政職の中で上の方が実態をどういうふう把握しているかということで、はじき出した数字であるとしたらね、やはりもう少しどんな出し方が適当かよくわからないが、検討をする余地を与えてもらえないかなと、そんなことを思うんですがね。

委員長 12月1日から実施するについては、ちょっと時期尚早だというふうに聞こえた感じがしますが、あとで決をとりますから。

ほかに御意見はありますか。

副委員長 人事院勧告制度があって、人事院勧告に基づいてということですので、やむを得ない部分はあるんですけども、いずれにしても先ほども言われたラスパイレス指数からいくと、塩尻市の規模からいった時に下から3番目ということだとちょっと低いわけですので、その辺、塩尻市規模、類似の市のほうに合わせる努力、どっかでやらないとこれ、このまま低いままで行くってことはどうかなと思いますので、今言われたように12月1日、きょう決めなきゃ支払いができないということで、きょう特別これをやっているとと思うんで、きょうのところはやむを得ないとは思いますが、そういうことも将来的には考えてほしいなというふうに思います。意見です。

委員長 討論ですからね。ほかにありますか。

丸山寿子委員 人事院勧告のほうから来ているのでやむを得ないってところもあったり、また民間のほうのことを考慮してっていうようなことで出てきたものでありますけれども、逆もありで、また公務員のほうの状況にまた民間も参考にして、この給与のことにかかわらずなんですけれども、いろんな制度もそうなんです、そういったまた見方も一つはあるわけですので、そういった点もやはり今後十分考慮していただきたいというふうなことは思います。今回は、いろいろ本当に市の県内の19市の中での状況とかありますけれども、私とすれば、この議案のとおり本当に痛みを伴いながら、これはこれで認めていきたいというふうに思います。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

金田興一委員 一つには人事院勧告制度というの、確かに今、人事院勧告制度の見直しなんかも論議にもなっておりますが、先ほど説明があったみたいに塩尻の場合には、従来上げるも下げるも人事院勧告に準拠してきたという一つの経過があるわけなんで、ここらはやはり大きな一つの判断材料となるだろうかと、こんなふうに思いますし、それから人事院の勧告というのは、当然民間の準拠、民間の動向を見ながら勧告を出してきているということ考えた時に、塩尻市だけで確かに今のラスパイレス指数の問題なんかも、確かにこれはある程度考えなきゃいけない問題ではあっても、今回のこの一部改正に対しては市民感情等も考え合わせなければならぬ。特に今、いわゆる公務員、あるいは議員に対する視線というものは大変厳しいものがある中で、人事院勧告に準拠してきた市が今回に限ってこれはだめだよというには、私はならないだろうと。いろんな苦しい状況等についても十分理解できる中で、今回についてはこれを認めていくのがベターじゃないかと、こういうふうに思います。

柴田博委員 私も一律に人事院勧告に基づいてそのとおりやるっていうことについては、反対する部分もありますけれども、今までの流れとしてそういう方向でやってきて、今回の中でも40代、50代のところを下げ、それより下の人たちのほうを上げていくっていう考え方そのものについては、そういう方向でやっていいかどうかというのは、ちょっと疑問のところははっきり言ってありますが、そういう方向で、一律人事院だけじゃなくて、塩尻市の職員の、何て言うんですかね、民間との比較も含めてですけども、ことを考えた上でなるべく職員のためになるような、そういう方向の、苦しいけれどもそういう取り組み、そういう考え方っていうのは、やはり徐々に変えていくべきだというふうに思っています。そういう意味でいけば、減らした分、減額になる分が、全部そのまま市に改めて入ってことではないようでありますので、あんまりあれだけでもしょうがないかなという気分で、このまんまこれについては賛成しようかなというふうに思っています。

委員長 ほかに討論ありましたらお願いします。

牧野直樹委員 長野県にも人事院っていうのがあって、そこらと国とがどういう意見を出しているかっていう、ただ単に国に従うっていうんじゃなくて、長野市みたいに長野県の人事院に従いますよっていう、そういうあれがもう一つあっていいと思うんで、これは大きな問題になってきていい機会なんで、塩尻市もただ単に国に準じてすぐ右へ倣えという今までの慣習はやめて、勉強していただいて、とりあえず12月1日からの施行じゃなくて、給料は今までどおり出していただいて、また勉強していただいて結論を出していく、こういう手も僕はいいと思っています。

委員長 原案には反対っていうこと。

牧野直樹委員 どうしてもやるんだって言えばですが。

委員長 ほかに討論。

五味東條委員 おれは反対もしなきゃ、賛成もしないけどさ。

委員長 それはそれでもいいですよ。

五味東條委員 そういうのはどうなるか。ただ、心情的には気の毒だなと思う。やむを得ないと言っちゃ、やむを得ないけど、という意見です。

委員長 わかりました。ほかにいかがですか。

では、ないので討論を終わります。採決をします。挙手によって採決をしたいと思います。第1号議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

委員長 賛成多数により原案のとおり可決することと決しました。今出た意見については、ぜひ、いろいろ行政の今後に向けて生かしていただければと思います。議題はこれのみですね。

では、以上をもちまして、12月定例会の総務環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時55分 閉会

平成23年12月1日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 青柳 充茂 印